

八尾市生涯学習センターのご利用にあたっての確認

10月1日以降、八尾市生涯学習センターをご利用いただくにあたり、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、下記の内容をお守りいただいた上でご利用いただくようお願いいたします。

記

- 1 各施設の利用定員、利用上の注意は別表のとおりです。
- 2 生涯学習センター入館時には必ず手指の消毒を行ってください。
(センター入口に消毒液を用意しています。) また、各施設の利用前にも手指の消毒を心がけてください。(消毒液は利用者側で用意してください。)
- 3 利用者はマスクを着用してください。
- 4 飛沫感染のリスクが考えられる**楽器演奏、コーラスや歌唱、ダンス等(大きな声を出す、歌う、呼気が激しくなるようなこと)**については、ご利用できません。
なお、以下の条件を満たしての利用については、利用制限を緩和いたします。
 - (1) 近距離での会話や呼気が激しくなるような運動を避けるよう、内容を工夫すること。
 - (2) 発声者や演奏者等は 2m以上の間隔を空け、飛沫の飛散方向には人が重ならないようにすること。
 - (3) 飛散方向に人がいる状況がやむを得ず生じる場合は、更に間隔を空けるよう努めること。
また、必要に応じてフェイスシールド等による飛沫感染予防策を講じること。
 - (4) 同時に多数での声出しは行わず、少人数でグループ分けし、交代して行うなど、練習方法を工夫すること。
 - (5) 演奏中のマスク着用が困難な場合を除き、マスクを着用すること。
 - (6) 利用後は、接触頻度の高い場所と飛沫感染範囲内で飛沫が付着する場所を消毒すること。
- 5 利用者全員の健康状態に問題が無いことを確認し、体調に問題がある者は参加させないようにしてください。
- 6 利用者間の距離をできる限り2m(最低1m)以上確保し、利用者どうしの接触、間近での会話や発声を避け、飛沫感染の防止に努めるようにしてください。
- 7 施設の利用中はできる限り換気(開窓、開扉等)を行うようにし、利用の前後及び休憩中は必ず換気を行うようにしてください。
- 8 利用者の代表は、感染拡大を防ぐために「大阪コロナ追跡システム」を活用してください。(利用者全員の氏名、連絡先を把握しておいてください。)
- 9 施設の利用中にセンタースタッフによる巡回確認を実施する場合がありますので、巡回スタッフを受け入れるとともに、巡回スタッフによる指示があった場合にはこれに従ってください。
- 10 上記の指示に従わない場合やセンターの運営上支障があると判断した場合は、利用を中止させていただく場合があります。
- 11 利用者(利用団体)に起きた損害及び利用者が起こした損害については、利用者(利用団体)にて責任を負うこととなります。
- 12 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府が施設の使用制限要請を行った場合は、使用制限期間中の使用許可が取り消しとなる場合があります。